

## 善通寺市 就学援助費支給制度（新年度案内）



善通寺市では、経済的な理由により小中学校への就学にお困りの方に、学校生活において必要な費用の一部を支援する「就学援助」を行っています。新年度4月分からの支給を希望される方は、以下の要領に従い手続きをしてください。



詳細は↑市HPへ

★年度ごとに申請が必要です

### 対象者

令和8年4月1日時点で市内に在住する児童生徒の保護者で、下のAまたはBのいずれかにあてはまる方

A 生活保護を受給している方（修学旅行費等）

B 直近の状況について家族全員が次のいずれかの要件に該当する方

- ① 生活保護が停止または廃止された方
- ② 市民税が非課税または減免、事業税が減免、固定資産税が減免されている方
- ③ 国民年金の保険料が減免されている方
- ④ 国民健康保険の保険料が減免または徴収猶予されている方
- ⑤ 児童扶養手当を受給されている方
- ⑥ ひとり親等で経済的に不安がある方（所得要件があります）
- ⑦ 1年以内に経済状況が悪化した等、特別の事情がある方

### 申請方法

#### 書面による申請

同封している①～③の書類について、それぞれの提出先まで提出してください。

（市ホームページからもダウンロードできます。教育総務課もしくは学校でもお渡しできます。）

- ① 就学援助費支給申請書（世帯票）
- ② 新入学児童生徒 学用品費入学前給付申請書兼誓約書
- ③ 債権者登録申出書

◆新小学1年生 → 入学予定の小学校

◆新中学1年生 → 現在通っている小学校

◆市外の小・中学校入学予定の新1年生 → 善通寺市教育総務課（市役所3階11番窓口）

### 申請期限

令和7年12月19日（金）

※期限を過ぎても申請できますが、新入学児童生徒学用品費を3月末に支給できないため、必ず期限内に提出してください。

裏面あり

## 【新1年生の保護者の皆様へ】

### 注意事項

- ・所得の確認については、同一世帯全員の所得を確認します。が必要になります。世帯員のうち15歳以上（中学生除く）の方については、全員事前に住民税の申告（収入がない場合でも0円での令和6年1月～12月の収入申告）を済ませていただきますようお願いいたします。また、世帯員は単身赴任等で別居中の方も含まれます。単身赴任等で市外にお住まいの方がいる場合は、最新の所得課税証明書の添付が必要な場合がありますので、事前に教育委員会にお問合せください。
- ・申請後に申請理由や世帯に変更が生じた場合は、速やかに学校または教育総務課へ申し出てください。申し出が遅れた場合、変更日にさかのぼって支給が停止となる場合があります。
- ・認定されても、毎年11月に該当理由の再審査をおこないます。・市外住民の方は、住所地の教育委員会へお問合せください。

### 就学援助の支給上限額（年額）

（単位：円）

| 費目別                | 小学校                       | 中学校                       | 支給該当 |      | 備考                 |
|--------------------|---------------------------|---------------------------|------|------|--------------------|
|                    |                           |                           | 要保護  | 準要保護 |                    |
| 新入学児童生徒学用品費（新1年のみ） | 57,060                    | 63,000                    |      | ○    | 入学前から4月までに認定を受けること |
| 学用品費等（通学用品費を含む）    | 1年生 11,630<br>2年以上 13,900 | 1年生 22,730<br>2年以上 25,000 |      | ○    |                    |
| クラブ活動費             | （実費）2,760                 | （実費）30,150                |      | ○    |                    |
| 生徒会費               | （実費）4,650                 | （実費）5,550                 |      | ○    |                    |
| PTA会費              | （実費）3,450                 | （実費）4,260                 |      | ○    |                    |
| 卒業アルバム代等           | （実費）11,000                | （実費）10,000                |      | ○    |                    |
| 修学旅行費              | 実費                        | 実費                        | ○    | ○    |                    |
| 集団宿泊学習             | （実費）3,690                 | （実費）6,210                 |      | ○    |                    |
| 校外活動費              | （実費）1,600                 | （実費）2,310                 |      | ○    |                    |
| 給食費                | 実費                        | 実費                        |      | ○    |                    |
| 医療費                | 〃                         | 〃                         | ○    | ○    |                    |

※給食費については学校給食センターへ、その他は学校長への支払となります。

※新入学児童生徒学用品費については入学前（3月末）支給の場合、保護者の方への支払となります。それ以降は学校長への支払となります。

※区分や支給額は変更になる場合があります。

※実費とは、全員が一律に負担するものについて対象となります。



詳細は↑市HPへ

### その他

詳細やオンラインでの申請は、下記ホームページをご確認ください。

その他ご不明点がございましたら、入学予定・通学中の小中学校または市教育委員会までお問合せください。

お問合せ先

善通寺市教育委員会 教育総務課 就学援助担当

TEL：0877-63-6326 FAX 0877-63-6391

E-mail：kyouisoumu@city.zentsuji.kagawa.jp

読み取れない場合

<https://www.city.zentsuji.kagawa.jp/soshiki/31/shugakuenjo.html>